

消費者委員会設立準備参与会（第3回）
（議事要旨）

1．日時：平成21年7月21日（火）10:00～12:00

2．場所：中央合同庁舎第4号館共用第1特別会議室

3．出席者：

【消費者委員会設立準備参与】

池田参与、櫻井参与、佐野参与、下谷内参与、住田参与、中村参与、林参与、松本参与

【内閣府】

原消費者委員会事務局準備顧問、田中消費者庁・消費者委員会設立準備室長、齋藤同審議官、黒田同参事官

【内閣官房】

川口消費者行政一元化準備室参事官

4．議事次第

- ・開会
- ・消費者安全法について（消費者行政一元化準備室より説明）
- ・消費者委員会の具体的な業務イメージ及び審議体制の在り方について
- ・各参与からの意見開陳
- ・自由討議
- ・閉会

5．議事の経過

（佐野参与）

国会の話だが、7月8日の衆議院内閣委員会の議事録について確認したい。この中で並木政務官が、住田参与が代表に選ばれた経緯について答弁している。国会の議事録には、「まずは最初の会議において、人選等にあたられた野田大臣が、一応代表としていかがでしょうか、ということで各委員のご承認をいただいております」と記載されている。事実は、野田大臣が指名されたのであって、各参与の承認をとったわけではない。国会の議事録は歴史に残る極めて重要な公文書。何らかの方法で事実を明らかにすべきである。

（住田参与）

議事録の内容を確認した上で、事務局と検討させていただく。

本日から傍聴が可能になった。この経緯について担当から説明をいただきたい。

(齋藤審議官)

第1回参与会は7月1日に行われたが、顔合わせの場であり、公開するような性格のものとは考えていなかった。しかし、その場において複数の参与の方々から公開すべきとのご意見をいただき、7月8に行われた第2回参与会において議論いただいた。この結果、今回から参与会を公開とし、傍聴も可能となった。

(住田参与)

第1・2回参与会の議事要旨について、発言者名を記載したものとすべきとの意見があったが、発言者名を記載すべきかどうかについて皆様のご意見をいただきたい。

(佐野参与)

議事要旨の内容確認依頼がきていたが、誰が発言したのか分からず確認のしようがない。最近の審議会等の議事録は発言者名入りできっちりと公開している例が多い。発言者名入りとすべき。

(中村参与)

この件については、私は議論は終わったものだと思っている。前回の参与会において、フルオープンとするということになったと思うが、フルオープンである以上、発言者名も当然に公開されるべき。内閣府の他の審議会の例を見ても公開されている。

(松本参与)

私は前回まで欠席したが、後日今のような議事要旨を送られても、誰の発言なのか全く分からない。消費者委員会が設立されれば、委員長を互選することになるが、各委員がどのような識見を持っているのか等、これまでの発言が確認できなければ選びようがない。

また、参与会の組織体としての位置付けはどうなっているのか。何を決めるところなのか。どのような成果物を出すのか。

(住田参与)

まずは議事要旨に発言者名を記載するかどうかについて意見をいただきたい。

(櫻井参与)

第1回、第2回の議事要旨にも遡及するのか確認しておくべきである。

(住田参与)

事務局も対応可能とのことなので、第1回から発言者を顕名にさせていただく。

(松本参与)

参与会の最後にとりまとめとして成果物を出すのか。例えば消費者委員会の内閣府令のようなものがあると思うが、実質的にその内容を参与会で審議するのか。それとも、参与がバラバラに意見を言って、そこから事務局が必要な意見を選び取って進めていくのか。ここで審議することにどれだけの意味があるのか明らかにしていただきたい。

(齋藤審議官)

参与会は、消費者委員会の設立準備に関し意見を述べていただく場である。何かを決定する権能はない。本日の資料7のスケジュールにもあるように、今後消費者委員会の立ち上げに向けて考えるべき事項につき、意見をいただいているところである。

(松本参与)

消費者委員会設立後は、委員会に関連する規則等は委員会が決めるのか、それとも、事務局が決めるのか。

(田中室長)

法律で政令等に委任されているものは内閣府で定めるが、委員会の運営規則は委員会で決める。

(中村参与)

先ほどの議事の公開の件だが、議事要旨ということだったが、議事録全文そのものを公開すべきではないか。内閣府のすべての審議会は国会の議事録なみに全文発言者名入りで公開されている。後退させる必要はない。

(住田参与)

前回議論いただいたときに、事務局の体制の関係で要旨でお願いしたいと申し上げた。ご理解いただきたい。

消費者安全法について

(川口参事官より消費者安全法について説明)

(松本参与)

「消費安全性」と「消費者安全」の概念の違いについて説明していただきたい。

(川口参事官)

「消費者安全の確保」とは、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保することであり、この被害には財産被害も広く含まれている。一方、「消費安全性」については、PL法の「欠陥」のない状態を指すものであるが、この概念が使われているのは重大事故に関する部分であり、財産被害の含まれない条文で使われている。

(松本参与)

PL法では特定財産への拡大損害も含まれる。消費者安全法では、PL法と違い生命・身体に限定しているという趣旨か。

(川口参事官)

「消費安全性」という言葉を使用している条文においては、生命・身体に関わるものについて使われているという趣旨。ただ、今のご質問については、確認して訂正の必要があれば説明したい。

(櫻井参与)

勧告をしてそれに従わなければ命令をするという仕組みは、他の法律でも見られるところだが、先ほどの説明では、正当な理由があれば勧告には従わなくても良いということだったが、勧告は行政指導なので正当な理由があろうとなかろうと従わなくても良いというのが正確な説明である。また、判例はこのような仕組みにおいて、勧告の段階において処分性を認めているが、消費者安全法の立法にはこの反映がなされていないのではないか。

事案が「すき間」であるかどうかについては、実際には消費者庁と各省庁との間で並走する可能性があり、その点からも「すき間」は重要な概念であり、厳密な説明をしていただきたい。

(川口参事官)

本件にご指摘のような「処分性」があるかどうかは、本件が行政指導を本質とするかどうかとは必ずしも矛盾せず、別の観点から検討すべきだと考えている。

すき間については、どの法律によっても措置を講じることができない事案であるが、その具体的範囲について他省庁とも認識を共有しながら行うべき

ことはご指摘のとおりである。

(住田参与)

消費者委員会は、消費者庁から基本方針の策定について意見を求められる。そのときには、本日の勉強会のような知識が必要となる。このような勉強会を今後も続けていきたい。

(松本参与)

附則に重大事故等の範囲について3年以内の検討規定がある。すき間事案の問題と報告義務に関するものとは別の問題だと思うが、この附則は、報告義務の対象を広げるという趣旨なのか、それとも命令等の対象となる範囲を見直すということなのか。

(川口参事官)

この附則は国会で修正されたものだが、趣旨としては後者の方である。

消費者委員会の具体的な業務イメージ及び審議体制の在り方について
(齋藤審議官より資料3、4、5について説明)

各参与からの意見開陳

(櫻井参与より提出資料に基づき説明)

(住田参与)

資料5の論点案について意見をいただきたい。

(櫻井参与)

公募について触れているが、私の知る限り公募が成功した実例は見ることがない。

(佐野参与より提出資料に基づき説明)

(住田参与)

資料5の論点案について意見をいただきたい。

(佐野参与)

資料5に挙げられている論点については、なぜこれが論点なのかという思いがある。私の考える審議体制についての具体的な論点は、提出資料に10点挙げているので見てほしい。

また、公募については、難しいところはあると承知しているが、完全にゼロとするのもどうかと思う。

(中村参与より提出資料に基づき説明)

(田中室長)

予算については、今すぐの対応ではなく、平成 22 年度以降の対応となる。予算要求については、消費者委員会が内閣府に置かれるのだから、内閣府が行うことになる。

(住田参与)

資料 5 の論点案について意見をいただきたい。

(中村参与)

まずは勉強会・見学会をすべき。それで移管されたり意見を述べる審議の実情を把握しよう。議論はそれからだと思っている。今の段階で意見を求められてもハッキリ言える人はいない。

自由討議

(池田参与)

消費者委員会の審議体制については、私は 2 層構造が良いと思っている。3 層構造とするのも良いが、あまり組織の数を増やさない方がよい。

委員会の部会への関わり方としては、時間拘束の観点から考えると、部会のメンバーとなるのではなく、必要に応じて出席し、意見を述べる形が良いのではないかと。

緊急の課題に対する対応は、基本的に委員会が行うべきだと思うが、案件によってはタスクフォースのようなものでも良い。

消費者の声や報道等で判明した事態が何を指すのか明確ではないが、一義的には消費者庁が対応するという事ではないかと。

委員の部会への関与は、希望者がいれば入れるということで良いのではないかと。

事業者も消費者を最優先に考えているのであり、臨時委員や専門委員には、流通・開発・生産等現場に携わっている事業者も入れてもらいたい。

(下谷内参与)

小委員会を設けることには賛成。特に地方消費者行政については、すぐにも動かすべきである。

委員 10 名で運営することを考えれば、部会長は他に適切な候補者がいるの

ならば他の人に任せてもいいのではないか。

公募については、まとめるのも難しく、慎重に検討すべき。

(林参与)

消費者委員会で大事なものは、国民の声がダイレクトに届くということ。この仕組みを念頭に置く必要がある。

(松本参与)

資料3の「横割り事項」の部分に抜けているものがあるように思う。まずは、消費者委員会の監視機能についてであり、消費者庁及び他の省庁の消費者行政を監視するというのは消費者委員会の大きな役割の1つであることから加えるべきと思う。さらに、国民生活審議会から消費者基本計画の検証・評価・監視の事業も継承されることになる。

監視機能については、これまでの国民生活審議会のような年1回の方法では不十分。機動的かつ常設的なものを作って、常時監視できるようにすべき。

また、論点案に、臨時委員を議題に応じて委員会に出席させ議決に参加させるとあるが、これはよくないのではないか。他の委員会や審議会の総会で、臨時委員を議決に参加させるような例は私の知る限りない。これを認めてしまくと、政府側が、委員会で都合の悪い議決がなされそうだと思ったときに、臨時委員を送り込んで委員会の議決を阻止するというようなことが平気でできてしまう。ただ、部会での議決に臨時委員が参加するのは問題ないし、臨時委員に委員会に出席してもらい意見を述べてもらうこともよいと思う。

(櫻井参与)

「監視」については、大きな責任を伴うものであるので、スローガンのように運用するのではなく、法律上の根拠があるかどうかを明らかにして厳密に運用すべき。

(住田参与)

この点については、次回引き続き議論する。

(中村参与)

日弁連が7月17日に、消費者庁・消費者委員会につき行ったシンポジウムの資料を全員に配布させてもらったので、参考にしてください。

(原顧問)

消費者委員会は自ら調査・審議することが大事だと思っているが、これに関しても、今後どのように進めていくべきかについて、意見をいただきたい。

(以上)

本議事要旨は、議事内容を事務局の責任で取りまとめたものです。
本議事要旨は暫定版のため、今後、修正があり得ます。